

モンゴルの法制および ビジネス環境

2010年10月5日、ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業および海外投融資情報財団（JOI）は、日本政策金融公庫 国際協力銀行（JBIC）の後援を得て、標記セミナーを開催いたしました。

本セミナーでは、鉱物資源が豊富なモンゴルにおける外国投資法および鉱業法について、専門家より講演いただきました。本稿では当日の概要をお届けします。（文責：ホーガン・ロヴェルズ・インターナショナルLLP パートナー マイケル・アルドリッチ）

アジアにおける次のサクセス・ストーリーとしてモンゴルが世界中で業界メディアの注目を集めている。モンゴルに対する楽観的な見方は、まだ時期は早いとはいえ裏づけないものではない。これまで「はるか遠い国」とみられていたモンゴル市場は2009年10月以降、投資銀行、ヘッジファンド、プライベート・エクイティ・ファンド、建設会社、大小の鉱業企業および鉱業関連会社、そして会計事務所、法律事務所によるゴールドラッシュさながらの進出が続いている。

契機となったのはもちろん、モンゴル政府と鉱山会社アイバンホー・マインズ、リオ・ティントの間で締結された投資契約だ。モンゴルがさまざまな鉱物・金属資源、つまり金、銀、銅、石炭、鉄鉱石、ウラン、そしてモリブデンなどのレアアースの宝庫であることはかねてから知られていた。しかし、こうした未開発の宝の山も、世界的にコモディティ価格が現在の水準に上昇するまでは鉱業専門家E. Rochetteの言葉を借りれば、ただの「埋もれた石くず」以外の何物でもなかった。経済成長の要となるこれら^{かなめ}鉱物資源に対する中国の旺盛な需要は、モンゴルのイメージをこれまでのはるか遠い国から近代の黄金郷へと一変させた。

モンゴルの法制とビジネス環境は日本の投資家に、他の途上国と同様、多くの課題を投げかけている。しかし、他の官僚主義色が強い一部アジア諸国と比べれば、こうした課題は克服できないものではない。また、モンゴル人は日本人投資家に対し高い親近感をもって

おり、2国間外交関係でも他の東アジア諸国で複雑な問題を起こす対日歴史観をもっていない。

背景

モンゴル人は意外にも自国を「欧州最東端」の国と称することがよくある。確かに1921年の中国からの独立宣言以来、モンゴルは旧ソ連・東欧の指導下に入ったことで、共産主義のプリズムを通してとはいえ、欧州寄りの物の見方をする傾向がある。モンゴルがアジアの一員としては異質の存在であるという理由には、また別の要素もある。

遊牧民としての伝統からモンゴル人は一般的に強い独立心をもつ。家畜を健康に保つため、より緑の多い草原へと移動していくモンゴル人の生活様式は、他のアジア諸国が水田と役人への年貢上納という縛りのもとで発展した体制とは異なる文化を生んだ。モンゴルに孔子思想が到達したのは19世紀に入ってからで、その影響は文化的には古い格言として残る程度である。官僚階級が優遇され、法をかさに権威を振りかざすこともなかった。モンゴル語は字母文字式の言語なので読み書きの習得に何千もの漢字を覚える必要がなく、20世紀初頭には欧州に近い教育制度の基礎ができていた。

伝統的なモンゴル文化で最も特徴的なのは、すべて



の社会構成員にひとつの行動規範が受容され浸透している点だろう。こういった国民気質に刻み込まれた傾向の源は、13世紀初頭のチンギス・ハンによる「ヤサ」とよばれる法典にまでたどることができる。こうした背景からモンゴルの法体系は、法律学的にはローマ法、ドイツ法民法の伝統に則したものとなった。2010年10月1日時点、モンゴル議会では415の法が施行されている。モンゴルで裁判所の判決は説得力あるものだが、判決が後の紛争で拘束力をもつものではない。

モンゴル法制度の要素

モンゴル法制度の基礎をなすのは1992年議会により施行されたモンゴル憲法である。各種法規制の正当性や疑義はモンゴル憲法裁判所で定期的に審査される。モンゴル司法は活発で高い独立性を保持している。しかし、過去には汚職や商業案件での経験不足から幾たびか問題が起きたことがある。

1 投資手段

他の多くの国々と同様に、1999年施行のモンゴル会社法は法人の種別を2つに分けている。有限責任会社（LLC）と株式会社（JSC）である。LLCは私募により株式と転換証券を発行する未公開会社である。LLCの株主が株式を売却しようとする場合、LLCの他の株主はこの株式に対して先買権をもつ。LLCへの出資が外国資本からなされる場合、最低登録資本金は10万ドルとなる。

これに対し、JSCはモンゴル株式取引所およびモンゴル金融規制委員会への登録が必要である。JSCは株式と転換証券を公募または私募により発行するもので、株式の売却はいずれの第三者に対しても自由である。最低登録資本金は1000万モンゴル・トグログ（MNT）である。

どちらの法人のタイプであっても、事業目的は「一般事業目的」としての設立が可能である。これはつまり他の一部アジア諸国法と異なり、モンゴル法人は関係官公庁から必要な操業許可さえ取得すれば、法で合法と認められる範囲のすべての種類の事業を営むことができるということである。さらに、外資出資制限がなく、外国投資家は自身の裁量で、法的な要件によら

ず、100%出資子会社または合弁会社を自由に設立できる。

外国投資家は本社とは別の法人を設立せずに、駐在員事務所を開設することもできる。モンゴル法における駐在員事務所の定義は「当該企業の主たる事業活動の場所とは別の場所に設置された事務所」とされ、認められる事業範囲は「当該企業の法的利益の保護および当該企業に代わり法的代理人として取引の締結を行う」ことであり、本社と無関係な事業を営むことは禁止されている。

一般的にはほとんどの外国投資家が事業活動の幅の広さからLLC設立を選好する。しかしモンゴル市場評価と見極めのための足がかりとしてであれば、駐在員事務所の開設もより低コストな選択肢といえよう。

2 LLC設立の手続き

外国資本が出資してモンゴル法人を設立する場合、2段階のプロセスがある。

外国投資家はまずモンゴル外国投資庁から許可を得る必要がある。その後、法務企業登録局にて事業ライセンスを取得し、登記手続きが完了しなくてはならない。この事業ライセンスが交付され初めて、外国資本の出資するモンゴル法人は企業として存在することになる。

上記2種類の登録手続きは通常1～2週間だが、期間短縮も可能である。

3 拠出資本、安定契約、投資契約

1993年施行のモンゴル外国投資法では、企業設立に際しての拠出資本は、自由兌換通貨、従前の投資で生じたモンゴル・トグログによる再投資、加えて、動産、不動産、財産権、知的財産権、工業所有権によるものとされている。

また、外国投資家はモンゴル政府と投資額・投資セクターに応じて安定契約（stability agreement）もしくは投資契約（investment agreement）を締結することができる。これは外国投資企業が税率を一定期間、固定することができるという契約である。

4 操業許可

操業許可発行に関する手続きは2001年施行のモンゴル・ライセンス法で規定されている。

許可取得が必須とされる業種例は以下のとおり。

- ・ 鉱物・金属の探査および採掘
- ・ 建設
- ・ 自動車検査
- ・ 国際および国内公共輸送
- ・ 測量図制作
- ・ 公共事業およびサービス
- ・ 石油の販売および貯蔵
- ・ 航空機の設計と修理
- ・ 高級ホテル

5 土地

不動産に関しては、2002年施行のモンゴル土地法およびモンゴル国民の土地所有権法に規定されている。上記法のもと、土地に関する権利は、土地所有権、土地占有権、土地使用権の3種がある。

外国人および外国投資企業が取得できるのは土地使用権のみとなる。これは土地所有者・占有者との契約に基づき、当該土地特性を活用し合法かつ実体のある活動を行い得る権利と定義されている。土地使用権の期間はさまざまだが、一般的には50年とされる。土地使用権は、第三者への譲渡または担保としての差し入れが禁止されている。

土地所有権および占有権の譲渡先または担保としての差し入れ先としては、モンゴル国民と純粋なモンゴル資本企業のみが認められている。

6 融資と担保

モンゴルにおける直接融資に対する制限は比較的少ない。モンゴル企業が借入を行う際の上限金額に法的規制はない。また、モンゴル国外への送金に関する外国為替管理規制もない。外国金融機関がチャージする金利についても規制はない。クロスボーダーの融資契約は、モンゴル中央銀行での登録を要するが、同登録手続きが原貸付債務の効力の必須要件となるわけではない。違反に対しては少額の罰金が科せられる。

モンゴル側借り手の支払い債務に対しては動産と不動産を担保設定することができる。一般的な担保例は、土地使用権、鉱業ライセンス、特別許認可などである。不動産における担保権は財産権登録局での登記、また、鉱業ライセンスにおける担保権は土地登録局での登記を行うことにより、完全化することができる。動産や株式に関しては現状、担保権の完全化の手段はない。したがって金融機関は債務者と締結する契約書上での

権利設定以外に手段がなく、債権者間での優先権を主張することができない。

モンゴル法ではまた不動産および鉱業ライセンスの担保契約に関して、契約当事者はモンゴル法に準拠すること、および管轄裁判所はモンゴルの裁判所とすることに合意することが義務づけられている。

7 税

モンゴルの法人所得税は、年間利益が30億トグログ（およそ250万ドル）までの場合10%、この金額を超える場合は25%となる。

非居住者に課される源泉所得税は20%であり、配当金、利子、ロイヤリティ、レンタル、およびモンゴル国内で財を販売またはサービス提供をした場合の収入について課される。

ただし、上記収入を得る非居住者が法人でまた、モンゴルとの二重課税防止条約締結国で設立された法人の場合、源泉所得税が減額される。

たとえば、モンゴル・オランダ間で締結された二重課税防止条約では、源泉税率はゼロパーセントとなる。また、ルクセンブルクとの条約では、ルクセンブルク企業が配当金支払い企業の25%超を所有する場合、源泉所得税は課せられない（ただし、銀行、保険会社は除く）。現時点でモンゴルと日本の間の課税条約は未締結である。

モンゴル国内で販売されるすべての財とサービス提供には10%の付加価値税（VAT）が課せられる。非居住者のサービス提供事業者がモンゴル国内でサービスを提供する場合、VAT納税義務が発生する。輸入品にはVATおよび関税5%が課せられる。輸出品ではVATは免除されるが、最終鉱業製品にはVATが課せられる。

個人で課税年度中に183日以上モンゴルに滞在する者は、個人所得税の観点からは定住者とみなされる。定住者は世界中で得た所得について10%課税される。モンゴルに滞在中の外国人で、どの12カ月の間においても滞在期間が183日を下回る場合は、「一時的居住納税者」とされ、モンゴル国内での活動により得られた所得についてのみ税を払う義務がある。

8 国家通貨法

2009年モンゴル議会は「自国通貨による取引決済法（国家通貨法）」を施行した。これはモンゴル国内



におけるすべての公示された関税と契約の金額につき、モンゴル通貨（トグログ）での決済を行わなければならないというものである。これに伴いモンゴル国内では2者間決済に外貨を使用することができなくなった。また、当事者間で他通貨の外国為替レートを相互参照するような調整メカニズムを契約上で組み込むことも禁止されている。その一方で同法は、オフショア当事者およびモンゴル側当事者との間での外国通貨による取引を禁じていない。

同法の不順守の実際の報告例はまだないようだが、厳しい罰則が規定されている。同法に違反した場合の罰金は、モンゴル最低賃金10万8000トグログの50倍から100倍の額、事業ライセンスのはく奪もしくは得た収入の没収が罰則として科せられる。

9 紛争解決

モンゴルで紛争が起きた場合、3種の裁決機関、つまり専門紛争解決機関もしくは裁判所、または仲裁フォーラムのいずれかで解決を図ることになる。

税金、土地、消費者権利、労働者権利、知的財産に関しては、それぞれ専門の紛争解決機関に裁決を委ねることとなる。こうした裁決機関の効率性はさまざまである。

モンゴルの裁判所は3階層、第一審裁判所、控訴裁判所、最高裁判所で構成されている。大抵の場合、審議は迅速に実施される。第一審は、原告の訴え受理後、60日以内に判決を下さなければならない。上訴がなければ、判決は30日以内に確定する。控訴裁判所は、上訴の受理後、30日以内に判決を下さなければならない。上訴がなければ、判決は10日以内に確定する。最高裁判所の判断は、上訴から30日以内に下される。

モンゴルは外国仲裁判断の承認と執行に関するニューヨーク条約（ニューヨーク条約）の締約国である。同条約により、モンゴルの裁判所は締約国の仲裁裁判所が下した裁定の履行を義務づけられている。また、モンゴル国内法において、契約当事者はニューヨーク条約締約国にある仲裁機関を指定することが許可されている。海外仲裁機関に紛争解決を求める際、必ずしも契約に外国関連要素が含まれている必要はない。

しかし、モンゴルは外国裁判所判決の執行に関する諸条約は締結していないので、契約当事者は外国裁判所を管轄裁判所とする合意を結ぶべきではない。

モンゴル鉱業法

モンゴルで外国投資家の関心が最も高いのは鉱業部門だろう。2006年施行のモンゴル鉱業法で、ライセンス制度が規定されている。外資企業であれモンゴル資本企業であれ、探査活動と採掘活動の開始に際し、操業許可取得が必須となる。

1 戦略的に重要な鉱床

同鉱業法においてはいくつかの埋蔵地が「戦略的に重要な鉱床」に指定されている。

これら指定鉱床では、探査費用をモンゴル政府が拠出する場合、政府は採掘活動を実施する企業の権益を最大50%まで買い取る権利をもつ。こうした探査費用を政府が拠出しない場合、政府は最大34%までの権益を買い取る権利がある。

ここで重要な点は、政府はこうした事業会社の持ち分につき、自ら登録資本の割合に応じて資金を調達し拠出する必要がある点だ。政府は採掘企業に関し、収用する権利をもたない。最近のモンゴルの報道機関によると、モンゴル政府は将来的にはこうした戦略的重要鉱床に関する権利を行使しない可能性があるとも報じられている。

2 鉱物探査

鉱物資源探査を実施する企業は、探査区域の面積（ヘクタール）および付与されたライセンスの年数に応じて年間料金を支払わなければならない。ライセンスの有効性を維持するためには、この年間料金の支払いが必須となる。この年間料金の支払い違反は、たとえ支払期日を数日遅れただけでも探査ライセンスのはく奪につながる可能性がある。

鉱物探査ライセンス保持者はまた、埋蔵量、ライセンス付与年数に応じ、探査活動を行うには定められた法定金額を支払う必要がある。

3 鉱物資源の採掘

モンゴル鉱業制度で鍵となるのは、探査ライセンス保持者は、探査を実施した鉱床に商業採算の見込みがある場合、探査ライセンスから採掘ライセンスへのライセンス転換に関する絶対的な権利を保持する点であ



る。採掘活動を開始するに当たっては、鉱物資源エネルギー省下の政府委員会の許可を取得する必要がある。

年間ライセンス料金は通常1ヘクタール当たり15ドル、石炭とその他一般鉱物の場合は1ヘクタール当たり5ドル、石炭および一般鉱物資源の国内販売に際しては2.5%のロイヤリティが課せられる。その他の採掘鉱物の場合、ロイヤリティは5%である。

採掘ライセンス保持者は、政府が了承した環境保護予算の50%を、デポジットとして地場銀行口座に入金する必要がある。

4 モンゴル鉱業市場の魅力と比較

近年、鉱業分野では中国を離れモンゴルで操業を開始する企業が増えている。こうしたシフトのひとつの要因はモンゴル法制度が相対的にオープンな点だ。以下比較検証してみよう（表参照）。

中国	モンゴル
探査ライセンス保持者の「優先的な」権利	「絶対的な」探査権
100%外資企業／合併事業	100%所有子会社
外国投資の制限分野有	制限なし
中央政府、省政府または地方政府からの許認可取得	認可当局は中央のみ
登記システムが不透明	オープン
公的な確認がない	書面による公的な確認がある
鉱床に対し、異なる権利主張がある	オープンな検証が可能
センシティブな鉱床については不透明	戦略的に重要な鉱床として議会在が規定

おわりに

モンゴルはその中国に対する経済依存度の高さから、市場としては中国とひとくくりにとらえられるこ

とも多い。ただ清朝時代にさかのぼる2国間の歴史を考えると、こうした見方はモンゴル人にはなじみにくいものともいえる。とはいえ、モンゴルの経済成長は中国との緊密な経済関係に大きく左右されるという点もモンゴル政府はよく認識している。

モンゴルは外交では「第三の隣人」政策をとり、他の国々からのサポートを得ようとしている。2つの超大国に挟まれた地政学的な影響に対するレバレッジとして、モンゴルは他の国々からの投資を強く求めている。

特に、ロシア極東を經由し太平洋沿岸の港湾に至る鉱物資源輸送ルートに、モンゴル政府はタリフ優遇を得ようと交渉を進めている。タブン・トルゴイ石炭鉱山とシベリア横断鉄道を結ぶ野心的な鉄道計画の存在もあわせて考えると、今後モンゴルに訪れようとする経済ブームは、日本企業にとって大きな機会となる可能性がある。こうした機会を今とらえる日本企業があれば、先行者利益が得られる可能性は確実に高まるだろう。

※著者略歴：Hogan Lovells International LLPパートナー。2009年よりモンゴル・ウランバートル赴任。Hogan Lovells International LLPはモンゴルの現地法律事務所GTs Advocates LLCと提携しています。

ホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業は、1990年の開設以来、日本で最も定評のある外国法律事務所のひとつとして、海外で事業を行う日本企業や日本で事業を行う外国企業にさまざまな法律サービスを提供しています。日本、欧州、米国、アジア太平洋諸国の弁護士資格を有する20名超の弁護士（6名のパートナーを含む）が、豊富な知識や経験を活かして複数の法域に及ぶ法律案件に取り組んでいます。当事務所のエネルギー・天然資源・インフラ部門、プロジェクト部門、企業法務部門、金融部門、知的財産メディア・テクノロジー部門、および訴訟部門は、大変高い評価をいただいています。また、当事務所は、エネルギー／天然資源、鉱業、インフラ、金融、自動車、消費者、生命科学、テクノロジー／メディア／テレコムなど、日本の多数の業界で業務実績を有する数少ない国際法律事務所のひとつです。本稿に関するお問い合わせはホーガン・ロヴェルズ法律事務所外国法共同事業アンソニー・レーベン（Anthony.Raven@hoganlovells.com）までお願いいたします。